

盛岡広域成年後見センター ニュースレター



第22号 令和7年9月30日（火）発行

アウトリーチと出前支援



アウトリーチ（Outreach）は直訳すると、「外に手を伸ばす」との意味となります。

支援においては、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のこととなります。すなわち、積極的に必要な人がいる場所に出向いて、必要なサービスと情報を届けるという支援方法となります。

困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談ができない、支援場所に足を運べない人においては、どうしても従来の支援から取りこぼされることが多くなりがちです。アウトリーチはこのような潜在的なニーズと支援をつなげる方法として有効と言われています。

当センターでは、「出前支援」として従来から「出前講座」、「出前相談」に対応してきました。今年度は、これまでの相談事例から、より一層地域の相談者のそばに出向く支援を運営方針として心がけてきました。

その一環として今年3月にはニュースレター第20号を地域の公民館や居宅介護事業所にも送付したところとなります。

そのこともあってか、依頼先に出向き成年後見制度に関する説明を行う出前講座について、昨年度は7件、受講者計226名でしたが、今年度は9月末までに7件、受講者計122名、9月以降2回予定と申込み増加の状況にあります。

これまでの出前講座では、公民館での地域住民向け講座、軽費老人ホーム入居者向け講座、居宅介護事業所・障害者支援施設での職員研修会、保護司等研修会、行政主催による地域ケア会議等に対応しました。

出前相談では、自宅・施設・病院等を訪問しての本人、家族、専門職等との個別相談等に対応しました。

相談者の高齢化や、相談対象者の障がい特性等もあり、従来の来所による相談が困難な方が増えていますが、出前での支援についても可能な限り対応を検討しますので、先ずはご連絡ください。



【公民館での出前講座の様子】

出前講座・相談について



- ・当センター職員が希望する場所に出向いて対応します。
- ・講座では、制度についてわかりやすく説明します。
- ・相談では、制度の基本的な説明から専門的な相談にも対応しています。
- ・謝金や旅費については、一切無料となります。
- ・地域での研修会や相談会等として、是非ご活用ください。

- ◆対象地域 盛岡広域6市町（盛岡市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、紫波町）
- ◆内 容 講 座 ; 成年後見制度の概要、成年後見人の役割、財産管理や身上保護 等
相 談 ; 成年後見制度の説明、申立て、後見事務 等
所要時間 ; 30～90分程度、内容や所要時間をご相談に応じます。
- ◆対応日時 平日 午前10時～午後4時
- ◆お申込み ・盛岡広域成年後見センターまで、あらかじめ電話にてご連絡願います。
・電話で日程等調整したうえで、出前講座は「申込書」を提出いただきます。
・不明な事柄は、お気軽にご相談ください。



市民後見人の活動状況 ～ 33名が活動中 ～

市民後見人とは、市民後見人養成講座を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方のことです。

社会問題として認知症高齢者や親亡き後の障がい者などの増加に伴い、成年後見制度のニーズは高まると考えられます。そのような中で、権利擁護の新たな担い手として市民後見人が注目されています。強みとしては、市民視点での身近な存在として、本人の意思を丁寧に把握しながら後見等事務を進められるということがあります。

家庭裁判所が市民後見人を選任する件数は年々増加しています。成年後見制度の担い手としても市民後見人に期待される役割は、今後ますます大きくなると考えられます。

盛岡広域6市町での市民後見人の活動状況は、下の表の通りで、現在33名の市民後見人が活動しています。



「市民後見人活動状況」（R元年度から～R7年8月末）

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年8月末	計（人）
受任（審判数）	2	7	4	3	17	11	8	52
活 動 中	0	2	1	2	10	11	7	33

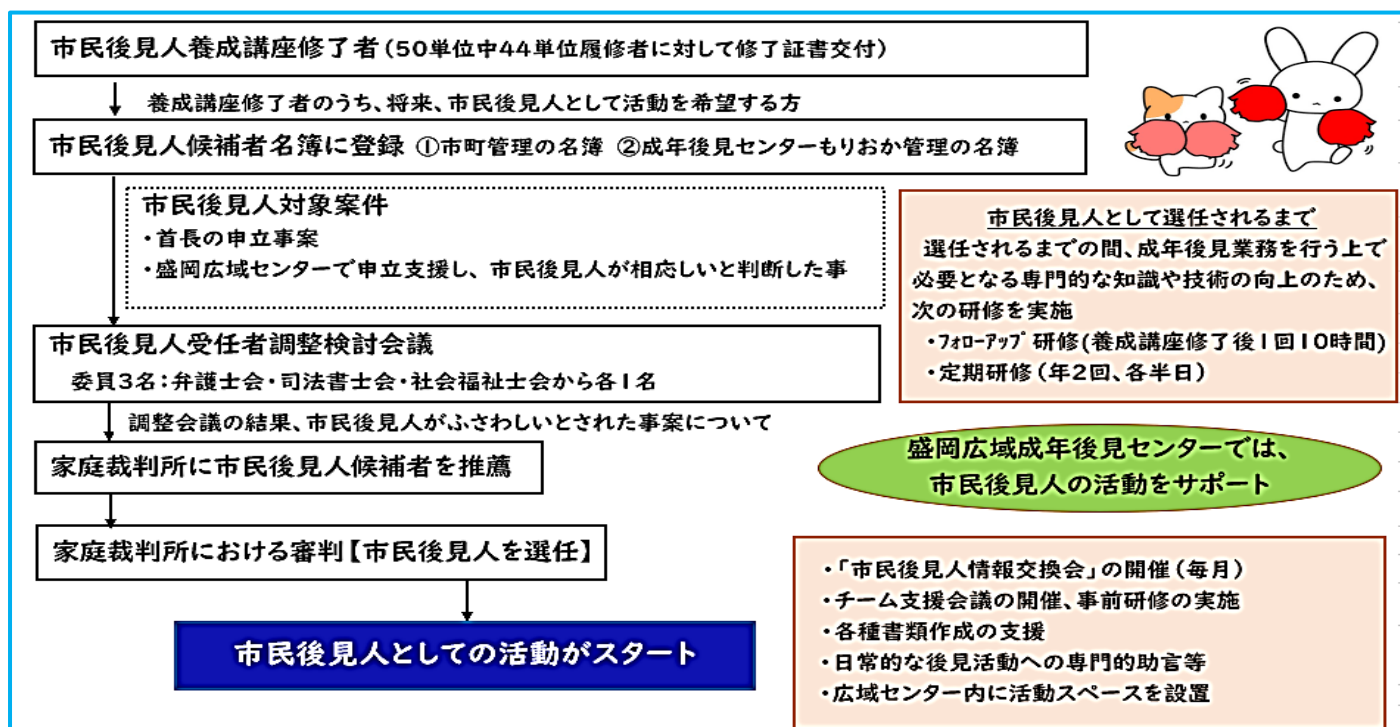
なお、市民後見人の活動では専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）等との複数後見で開始となることが一般的ですが、受任時の複数後見の状況は右表の通りとなります。

活動中の33名のうち、後見活動における専門的課題が終了し、専門職辞任による市民後見人のみの単独受任は4名で、2回目受任や2ケース受任は9名となります。

弁 護 士	14 名
司法書士	10 名
社会福祉士	21 名
行政書士	2 名
計	47 名

また、複数の市民後見人による後見が今年2月に家庭裁判所から初めて認められ、7月にも1組受任され、現在2組4名の市民後見人が活動しています。今後も同様の受任が増える可能性があり、市民後見人への期待が高まりつつあります。

当センターの市民後見人の養成と選任までの流れ、活動に対するサポート体制は、次の通りとなります。



令和7年度盛岡地域市民後見人養成講座

今年度の盛岡地域市民後見人養成講座が、7月1日（火）～9月2日（火）の期間で開催されました。

日程は、期間内週1回、全9回で総講義時間は50時間となります。講義では、後見人として必要な専門的講義や施設実習等が組み込まれています。

講師には、成年後見を実践している弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や関係機関の実務担当者に依頼して、より実務的で実践的な知識・経験を習得することを目指しています。

施設実習は、「岩手県立療育センター」と「ケアセンター南昌」のご協力で2日間に分かれて施設見学を行いました。各施設の専門的な機能について直接情報を得る機会ともなりました。



【開講式の様子】

今回は受講者19名でスタートしましたが、修了者は18名となります。受講者の頑張りを評価するとともに、今後市民後見人候補者名簿に登録され、市民後見人として活動いただくことを期待しています。

講座の内容について、参考として下記に示してみました。来年度も養成講座の開催を予定していますので、関心のある方の受講を心よりお待ちしております。



【岩手県立療育センター】



【施設見学の様子】



【南昌ケアセンター】

【令和7年度盛岡地域市民後見人養成講座研修内容】

期 日	科 目
7月 1日(火)	開講式、市民後見概論、成年後見制度概論・各論ⅠⅡ
7月 8日(火)	介護保険制度、高齢者・認知症の理解、高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法
7月15日(火)	知的障がい者の理解、精神障がい者の理解、障害者福祉制度、対人援助の基礎
7月22日(火)	家族法・財産法、地域福祉・権利擁護の理念、意思決定支援の基本
7月29日(火)	社会保障と年金及び医療保険、年金、健康保険、生活保護、税務申告、消費者保護
8月 5日(火)	申立手続き書類の作成、成年後見の実務①②
8月20日(水)	施設実習：岩手県立療育センター・ケアセンター南昌 ※8月21日(木)のどちらか1日受講
8月21日(木)	施設実習：岩手県立療育センター・ケアセンター南昌 ※8月20日(水)のどちらか1日受講
8月26日(火)	成年後見の実務③、成年後見制度と市町村責任、家庭裁判所の役割、成年後見活動の実践報告
9月 2日(火)	事例報告と検討①②、市民後見人像、修了式

「チーム支援会議」～ 市民後見人へのサポート ～

当センターは、市民後見人の成年後見活動へ様々なサポートを行っています。その中でも、今年度から特に力を入れて実施している「チーム支援会議」について紹介します。

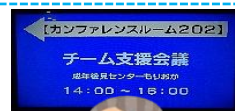
市民後見人としての活動は、専門職と市民後見人の複数後見として受任することがほとんどとなります。そのため、受任した事案について、後見人同士の顔合わせ、事案に係る課題と目的の共有と相互の役割分担等について、最初に丁寧に行う機会が重要となります。これまでは、後見人で行うことが多かったですが、今年度からは原則として当センターが調整役として加わり、後見事務が円滑に進むことを目的として、開催することとしました。

具体的には、当センターが会場を用意するなどし、一緒になって後見事務に係る課題の整理等を最初に行うようにしています。取組みについては、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との打ち合わせや、家庭裁判所との定期打合せの場でも趣旨と目的等を伝え、有益な取り組みとの評価をいただいているところです。

参加者は、市民後見人と専門職後見人はじめ、行政、地域包括支援センター、ケアマネジャー、相談支援事業所、病院、親族等本人の支援に関係する人となります。

その後、課題等があり、受任者が望む場合には、継続して開催等も可能としています。今年度は、6受任事案に対して計7回開催しました。また、新規受任以外の案件についても、支援の共有化のために必要に応じた開催としました。

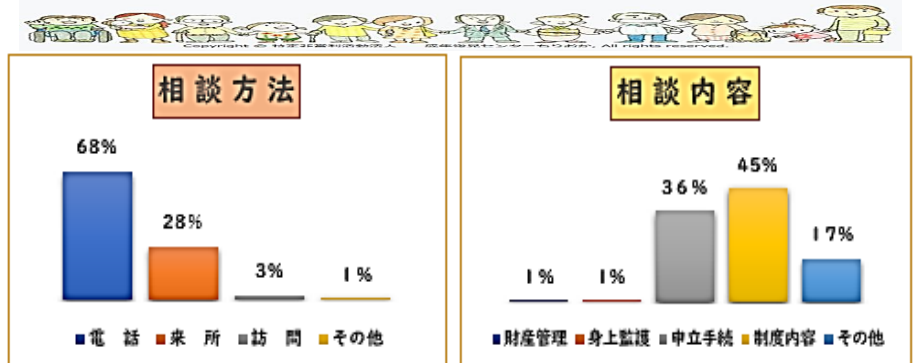
特に、複数後見から市民後見人の独り立ちとしての単独受任の時期は常に課題とされる所でもあります。一年後の定期報告時期を目途とした単独受任についても検討していきたいと考えています。



令和7年度4～8月相談実績

今年度4月から8月の当センターの相談実績を速報値としてお知らせします。
相談件数は235件となります。相談内容では、制度内容、申立手続きの順となります。相談の方法と内容は、下記の表とグラフのとおりです。
引き続き成年後見制度の中核機関として、地域の様々な相談に対し丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

相談件数		235
相談方法	電話	160
	来所	66
	訪問	7
	その他	2
相談内容	財産管理	2
	身上監護	2
	申立手続き	85
	制度内容	105
	その他	41



令和7年度 成年後見制度講演会 in 松園

「成年後見制度を活かそう ～共生社会を目指して～」

参加費無料 先着100名

【成年後見制度に係る基本・疑問・利用について、わかりやすくお伝えします】

日時 令和7年12月2日(火) 13時30分～15時

会場 松園地区公民館 本館 多目的ホール (盛岡市東松園2丁目5-3)

講師 特定非営利活動法人成年後見センターもりおか 法人理事長 石橋 乙秀氏 (弁護士)

相談会 当日は、法人相談員による相談会も開催します。【10時～12時、講演会後～16時30分】

【お申込みは、裏面申込書にてFAX・郵送・持参となります】

主催 盛岡広域成年後見センター
「特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」内(盛岡市大通一丁目1番16号)
電話 019(626)6112 FAX 019(656)0612

共催 松園・緑が丘地域包括支援センター

令和7年度 成年後見制度講演会のお知らせ

例年各市町において開催してきましたが、今年度は盛岡市内を会場にて開催となります。そのうち、松園地区と玉山地区での概要が決まりましたのでお知らせします。
詳しくは、今後関係機関あてご案内予定となります。また、当センターHPにも掲載いたします。

令和7年度 成年後見制度講演会 in 玉山

「成年後見制度を活かそう ～共生社会を目指して～」

参加費無料 先着100名

【成年後見制度に係る基本・疑問・利用について、わかりやすくお伝えします】

日時 令和8年1月9日(金) 13時～14時30分

会場 浜民公民館 2階 大会議室 (盛岡市浜民字鶴塚55)

講師 特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか 法人理事長 石橋 乙秀氏 (弁護士)

相談会 当日は、法人相談員による相談会も開催します。【10時～11時30分、講演会後～16時】

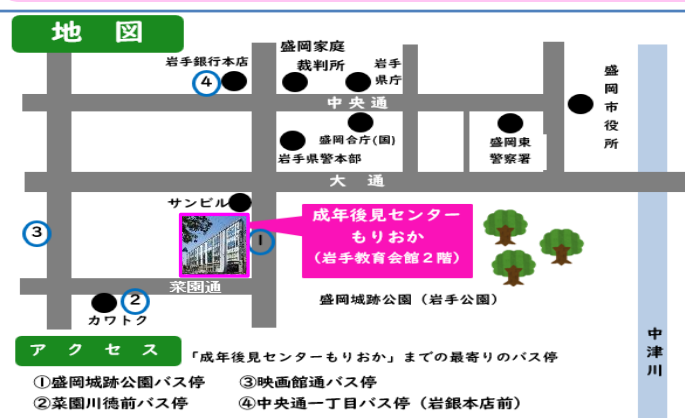
【お申込みは、裏面申込書にてFAX・郵送・持参となります】

主催 盛岡広域成年後見センター
「特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」内(盛岡市大通一丁目1番16号)
電話 019(626)6112 FAX 019(656)0612

共催 盛岡市玉山総合事務所 住民福祉課

～編集後記～

今年度第2号となるニュースレターをお届けします。出前支援と市民後見人を特集しましたが、いかが感想をお持ちでしょうか。お気付きの事柄については、ご感想やご意見等をお寄せください。
相談は、「生もの」や「生き物」であるとも言われることがあります。「生もの」とは、気になった時が相談の旬となり相談の頃合いとのこと。「生き物」とは、そのままにしておくことで、より大きく複雑な課題に変化しかねないとの意味を含んだものとなります。
思った時が相談の第一歩ともなります。成年後見制度はもとより、関連する困りごとなどについても関係機関と連携してより良い解決方法を探っていくことも可能です。是非とも一歩踏み出してお気軽にご相談ください。



盛岡広域成年後見センター

〒020-0022
盛岡市大通一丁目1番16号 岩手教育会館2階
特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112
FAX 019-656-0612
URL <http://koukennet.org/>